諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和７年１０月２８日（令和７年（行情）諮問第１２４２号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７３１号）
事件名：「陸自教範　３－０１－０１－０４－２９－０　旅団（試行案）」等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の２（２）に掲げる２文書（以下、順に「文書１」及び「文書２」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、平成３０年１２月１０日付け防官文第１９１１２号及び令和３年１月２９日付け同第１１８２号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（１）審査請求書

ア　原処分１関係

（ア）ないし（エ）（略）

イ　原処分２関係

（ア）ないし（エ）（略）

（オ）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（カ）及び（キ）（略）

（２）意見書

意見：編さん理由書については更に開示可能である。

文書２については、過去に諮問庁が開示した「野外令改正理由書」（請求受付番号：２０２０．６．４－本本Ｂ６０３）を鑑みると、更に開示可能と思われる。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を含む３文書を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成３０年１２月１０日付け防官文第１９１１２号により、別紙の２（１）に掲げる文書について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、令和３年１月２９日付け防官文第１１８２号により、本件対象文書について、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約６年９か月及び約４年８か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　法５条該当性について

原処分２において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条３号に該当する部分を不開示とした。

３　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分２においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条３号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（２）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（３）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年１０月２８日　諮問の受理

②　同日　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年１１月１４日　　審議
④　同年１２月４日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
⑤　令和８年１０月２３日　本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法５条３号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分１に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

２　不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第３の２において、別表の内容に沿う説明をするので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

（１）別表番号１に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、旅団における情報業務に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、脅威認識及び情報業務に関する能力が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（２）別表番号２に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、戦術行動等における旅団の運用要領等に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（３）別表番号３に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、陸上自衛隊における指揮系統、通信システム等に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（４）別表番号４に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、戦術行動等における旅団の運用要領等に係る諸研究に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度並びに調査研究の現状が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

（１）意見書における主張について

ア　審査請求人は、上記第２の２（２）のとおり、文書２の不開示部分につき、過去の開示実施の状況を鑑みると更に開示可能である旨主張するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

審査請求人が意見書に添付している資料（以下「添付資料」という。）は、陸上自衛隊における指揮、作戦・戦闘等に関する一般原則を記述する陸自教範「野外令」に係る改正理由書であるのに対して、文書２は、戦術行動等における旅団長の指揮手順及び指揮下部隊の運用要領について記述する陸自教範「旅団」に係る改正理由書であり、添付資料において開示されている内容と文書２における不開示部分の内容は異なるものとなっている。文書２における不開示部分は、戦術行動等における旅団の行動及び運用並びに諸研究に関する情報が具体的に記載されていることから、法５条３号に該当し、不開示とした。

イ　これを検討するに、当審査会において、文書２を見分するとともに、添付資料を確認した結果を踏まえると、上記イの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情はない。

ウ　当該不開示部分の不開示情報該当性に関する当審査会の判断は、上

記２（４）において述べたとおりであり、審査請求人の上記アの主張は採用できない。

（２）審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　付言

本件は、審査請求から諮問までにそれぞれ約６年９か月及び約４年８か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

５　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条３号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙

１　本件請求文書

「旅団（試行案）」（制定年月日：２９．１２）及びその制定ないし改正理由説明書。＊ペーパー及び電磁的記録の双方の特定を求める。【出典を裏面にプリントアウト（略）】

２　原処分で特定された文書（なお、原処分２の行政文書開示決定通知書に記載された「開示する行政文書の名称」のうち、本件対象文書の開示部分と対比して明白な誤記と認められる部分は、当審査会において修正した。）

（１）原処分１で特定された文書

陸自教範　３－０１－０１－０４－２９－０　旅団（試行案）　陸上幕僚監部　平成２９年１２月（表紙のみ。）

（２）原処分２で特定された文書（本件対象文書）

文書１　陸自教範　３－０１－０１－０４－２９－０　旅団（試行案）　陸上幕僚監部　平成２９年１２月（表紙を除く。）

文書２　旅団（試行案）編さん理由書　陸上幕僚監部　平成２９年１２月

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書１	本編の７ページ、８ページ、７８ページ、７９ページ、８６ページ、１０９ページ、１２１ページ、１２９ページ、１３０ページ、１９２ページ及び１９３ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する体制・態勢及び計画に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、脅威認識及び情報業務に関する能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
2	文書１	本編の２１ページ、６５ページ、６６ページ、６９ページ、７０ページ、２１４ページ及び２１５ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
3	文書１	本編の４２ページ、２１１ページ及び２１３ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の指揮系統、通信システム等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条

			３号に該当するため不開示とした。
４	文書２	本編の１ページ、３ページないし７ページ、９ページないし１２ページ、１４ページ、１８ページないし２１ページ、２３ページないし３１ページ、３３ページないし４５ページ、４８ページ、５１ページないし６２ページ、６５ページないし７０ページ、７４ページ、７５ページ、７８ページないし８１ページ、８４ページ、８５ページ、８７ページ及び９１ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度並びに調査研究の現状が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

※ページ数の表記は、本件対象文書に記載されたページ数を示す。

※当審査会において本件対象文書を見分したところ、文書１の２０７ページ以下及び文書２の９１ページ以下は「付録」である。